

4 償却資産に関する概要調書

地方公共団体コード	表番号
2 0 2 0 1 1	7 6 9 8

第69表 納税義務者数に関する調

都道府県名 長野県

市町村名 長野市

区分 個人・法人の別	行番号	(1)	(2)	(3)
		総数 (イ) (人)	法定免税点未満のもの (ロ) (人)	法定免税点以上のもの (イ) - (ロ) (ハ) (人)
個人	9 0 1 0	12 4,616	21 2,994	30 1,622
法人	0 2 0	8,075	4,249	3,826
合計	0 3 0	12,691	7,243	5,448

地方公共団体コード						表番号			
1	2	0	2	0	1	1	7	7	0

第70表 償却資産の価格等に関する調 (市町村計)

都道府県名 長野県

市町村名 長野市

種 類	行 番 号	(1) 決 定 価 格 (千円)	(2) 課 税 標 準 額 (千円)	(3) 課 税 標 準 額 の 内 訳		
				課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ) (千円)	(イ)以外のもの(ロ) (千円)	
市町村長が価格等 を決定したもの	構 築 物	9 0 1 0	12 49,355,654	25 49,123,900	38 148,278	51 48,975,622
	機 械 及 び 装 置	0 2 0	110,590,423	106,183,589	1,774,912	104,408,677
	船 舶	0 3 0	13,127	13,127		13,127
	航 空 機	0 4 0	437	437		437
	車 両 及 び 運 搬 具	0 5 0	2,324,818	2,324,259	559	2,323,700
	工 具 , 器 具 及 び 備 品	0 6 0	42,851,494	42,697,412	37,400	42,660,012
	小 計 (ハ)	0 7 0	205,135,953	200,342,724	1,961,149	198,381,575
法十 第九 三条 百関 八係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	0 8 0	146,501,124	104,507,236		
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	0 9 0	7,908,002	5,597,131		
	小 計 (ニ)	1 0 0	154,409,126	110,104,367		
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの(ホ)		1 1 0				
合計 (ハ) + (ニ) + (ホ)		1 2 0	359,545,079	310,447,091		
同内 上訳	市 町 村 分 の 額	1 3 0		310,447,091		
	道 府 県 分 の 額	1 4 0				

地方公共団体コード						表番号	
1	2	0	2	0	1	1	7
							8
							1

第71表 償却資産の価格等に関する調（個人分）

都道府県名 長野県

市町村名 長野市

種 類	行 番 号	(1) 決 定 価 格 (千円)	(2) 課 税 標 準 額 (千円)	(3) 課 税 標 準 額 の 内 訳		
				課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ) (千円)	(イ)以外のもの(ロ) (千円)	
市町村長が価格等 を決定したもの	構 築 物	9 0 1 0	12 3,646,553	25 3,643,967	38 2,586	51 3,641,381
	機 械 及 び 装 置	0 2 0	3,184,407	3,174,814	3,622	3,171,192
	船 舶	0 3 0		0		
	航 空 機	0 4 0		0		
	車 両 及 び 運 搬 具	0 5 0	12,169	12,169		12,169
	工 具 , 器 具 及 び 備 品	0 6 0	1,388,191	1,385,241	1,535	1,383,706
	小 計 (ハ)	0 7 0	8,231,320	8,216,191	7,743	8,208,448
法十 第九 三条 百関 八係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	0 8 0				
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	0 9 0				
	小 計 (ニ)	1 0 0	0	0		
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの(ホ)	1 1 0					
合計 (ハ) + (ニ) + (ホ)	1 2 0	8,231,320	8,216,191			
同内 上訳	市 町 村 分 の 額	1 3 0		8,216,191		
	道 府 県 分 の 額	1 4 0				

地方公共団体コード						表番号				
1	2	0	2	0	1	1	7	7	2	8

第72表 償却資産の価格等に関する調 (法人分)

都道府県名 長野県

市町村名 長野市

種 類	行 番 号	(1) 決 定 価 格 (千円)	(2) 課 税 標 準 額 (千円)	(3) 課 税 標 準 額 の 内 訳		
				課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ) (千円)	(イ)以外のもの(ロ) (千円)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	9 0 1 0	12 45,709,101	25 45,479,933	38 145,692	51 45,334,241
	機 械 及 び 装 置	0 2 0	107,406,016	103,008,775	1,771,290	101,237,485
	船 舶	0 3 0	13,127	13,127		13,127
	航 空 機	0 4 0	437	437		437
	車 両 及 び 運 搬 具	0 5 0	2,312,649	2,312,090	559	2,311,531
	工 具 , 器 具 及 び 備 品	0 6 0	41,463,303	41,312,171	35,865	41,276,306
	小 計 (ハ)	0 7 0	196,904,633	192,126,533	1,953,406	190,173,127
法十 第九 三条 百関 八係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	0 8 0	146,501,124	104,507,236		
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	0 9 0	7,908,002	5,597,131		
	小 計 (ニ)	1 0 0	154,409,126	110,104,367		
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの(ホ)	1 1 0					
合計 (ハ) + (ニ) + (ホ)	1 2 0	351,313,759	302,230,900			
同内 上訳	市 町 村 分 の 額	1 3 0		302,230,900		
	道 府 県 分 の 額	1 4 0				

地方公共団体コード						表番号		
1	2	0	2	0	1	1	7	8
2	0	2	0	1	1	7	3	

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(1)
(法第349条の3、法第349条の3の4関係)

都道府県名 長野県
市町村名 長野市

区分	行番号	決定価格 (A) (千円)	(2) 課税標準の特例率		(4) 課税標準額 (A) × (B) / (C) (千円)	
			(B)	(C)		
			(B)	(C)		
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	第1項 (新線構築物)	9 0 1 0	12	25 1	27 3	29
		0 2 0		2	3	
		0 3 0		1	6	
				0 4 0		1
	第2項 (ガス事業用資産)	0 5 0		1	3	
		0 6 0	20,506	2	3	13,671
	第3項 (農業協同組合等共同利用機械)	0 7 0	12,706	1	2	6,353
	第4項 (外航船舶)	0 8 0		1	6	
		0 9 0		1	4	
	第5項 (内航船舶)	1 0 0		1	2	
	第6項 (離島航路事業用内航船舶 (349条の3⑤との連乗後))	1 1 0		1	6	
	第7項 (国際路線用航空機)	1 2 0		1	5	
1 3 0			1	10		
1 4 0			2	15		
第8項 (離島路線用航空機)	1 5 0		1	3		
	1 6 0		2	3		
1 7 0		1	4			
第9項 (日本放送協会)	1 8 0	1,418,009	1	2	709,004	
第10項 (日本原子力開発機構)	1 9 0		1	3		
	2 0 0		2	3		
第12項 (新幹線に係る鉄軌道用資産)	2 1 0		1	6		
	2 2 0		1	3		

地方公共団体コード						表番号		
1	2	0	2	0	1	1	7	8
2	0	2	0	1	1	7	3	

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(1)
(法第349条の3、法第349条の3の4関係につき)

都道府県名 長野県
市町村名 長野市

区分	行番号	(1) 決定価格		(2) 課税標準の特例率		(3) (B) (C)		(4) 課税標準額	
		(A) (千円)	(B)	(C)	(A) × (B) / (C) (千円)				
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	第13項	①(青函・本四 鉄道施設)	9 2 3 0	12	25 1	27 6	29		
		②(青函・本四 新線構築物)	2 4 0		1	18			
		2 5 0		1	9				
		③(青函・本四 新線立体交差化施設)	2 6 0		1	36			
	2 7 0		1	18					
	④(青函・本四 変・送電用資産)	2 8 0		1	10				
	第14項 (河川事業鉄軌道用資産)	2 9 0		2	3				
		3 0 0		5	6				
		3 1 0		1	6				
		3 2 0		1	3				
	第15項 (宇宙航空研究開発機構)	3 3 0		1	3				
		3 4 0		2	3				
	第16項 (海洋研究開発機構)	3 5 0		1	3				
		3 6 0		2	3				
	第17項 (水資源機構)	3 7 0		1	2				
		3 8 0		3	4				
	第18項	①(特定地方交通線)	3 9 0		1	4			
		②(新線構築物)	4 0 0		1	12			
			4 1 0		1	6			
		③(新線立体交差化施設)	4 2 0		1	24			
4 3 0				1	12				
④(河川事業鉄軌道用資産)		4 4 0		1	6				
		4 5 0		5	24				
		4 6 0		1	24				
4 7 0		1	12						
⑤(変・送電用資産)	4 8 0		3	20					

地方公共団体コード						表番号		
1	2	0	2	0	1	1	7	8
2	0	2	0	1	1	7	3	

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調（1）
（法第349条の3、法第349条の3の4関係につき）

都道府県名 長野県
市町村名 長野市

区 分	行 番 号	決 定 価 格 (A) (千円)	(2) 課 税 標 準 額 の 特 例 率		(4) 課 税 標 準 額 (A) × (B) / (C) (千円)
			(B) (C)	(B) (C)	
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	第 19 項 (新エネルギー・産業技術総合開発機構)	9 4 9 0	12 2,992	25 1 27 3	29 997
		5 0 0	1,157	2 3	772
	第 20 項 (科学技術振興機構)	5 1 0		1 2	
	第 22 項 (新関西国際空港㈱)	5 2 0		1 2	
	第 23 項 (信用協同組合等)	5 3 0		3 5	
	第 24 項 (変・送電用資産(鉄道事業用))	5 4 0		3 5	
	第 25 項 (中部国際空港㈱)	5 5 0		1 2	
	第 26 項 (外国貿易用コンテナ)	5 6 0		4 5	
	第 27 項 (家庭的保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 7 0		1 2	
	第 28 項 (居宅訪問型保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 8 0		1 2	
	第 29 項 (事業所内保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 9 0		1 2	
	第 30 項 (認定生活困窮者就労訓練事業)	6 0 0		1 2	
	第 31 項 (国立研究開発法人日本医療研究開発機構)	6 1 0		1 3	
	(国立研究開発法人科学技術振興機構からの譲渡)	6 2 0		2 3	
	第 32 項 (量子科学技術研究開発機構)	6 3 0		1 2	
	6 4 0		1 3		
	6 5 0		2 3		
第 33 項 (世界遺産)	6 6 0		1 3		
法第349条の3の4 (被災代替償却資産)	6 7 0	1,097,218	1 2	548,609	
合 計	6 8 0	2,552,588	- -	1,279,406	

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード						表番号		
1	2	0	2	0	1	1	7	4

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調 (2)
(法第349条の3、法第349条の3の4関係)

都道府県名 長野県
市町村名 長野市

区 分	行 番 号	(1)	(2)	(3)	(4)
		決 定 価 格	課 税 標 準 (B)	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額
		(A) (千円)	の 特 例 率 (C)	(A) × (B) (C)	(A) × (B) (C) (千円)
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	旧 第 1 項 (送電用資産・電気事業用)	9 0 1 0 12	25 1	27 3	29
		0 2 0	2	3	
	旧 第 2 項 (変電所・電気事業用)	0 3 0	3	5	
		0 4 0	3	4	
	旧 第 2 項 (ガス事業用資産)	0 5 0	2	3	
		0 6 0	5	6	
	旧 第 13 項 (立体交差化施設)	0 7 0	-	-	
	旧 第 18 項 (熱供給事業用資産)	0 8 0	1	3	
		0 9 0	2	3	
	旧 第 19 項 (地下道又は跨線道路橋)	1 0 0	1	2	
	旧 第 21 項 (車庫構築物・立体交差化施設)	1 1 0	1	3	
	旧 第 27 項 (生物系特定産業技術研究推進機構)	1 2 0	1	6	
		1 3 0	1	3	
	旧 第 24 項 (特定鉄道路線構築物)	1 4 0	1	2	
		1 5 0	1	2	
	旧 第 25 項 (日本電気計器検定所)	1 6 0	1	3	
		1 7 0	1	6	
		1 8 0	1	2	
	旧 第 26 項 (日本消防検定協会)	1 9 0	1	3	
		2 0 0	1	6	
		2 1 0	1	2	
	旧 第 27 項 (小型船舶検査機構)	2 2 0	1	3	
		2 3 0	1	6	
		2 4 0	1	2	
	旧 第 28 項 (軽自動車検査協会)	2 5 0	1,770	3	590
		2 6 0	96	6	16
	旧 第 31 項 (社会保険診療報酬支払基金)	2 7 0		3	
		2 8 0		6	

地方公共団体コード				表番号				
1	2	0	2	0	1	1	7	4

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調（2）
（法第349条の3、法第349条の3の4関係つづき）

都道府県名 長野県

市町村名 長野市

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格 (A) (千円)	(2)		(3)		(4)	
			課 税 標 準 の 特 例 率 (B)	(C)	課 税 標 準 額 (A) ×	(B) (D) (C) (千円)		
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	旧 第 32 項 (高圧ガス保安協会)	9 2 9 0	12	25 1	27 2	29		
		3 0 0		1	3			
		3 1 0		1	6			
	旧 第 32 項 (自動車安全運転センター)	3 2 0		1	3			
		3 3 0		1	6			
	旧 第 33 項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	3 4 0		1	2			
	旧 第 34 項 (有線放送電話業務用資産)	3 5 0		2	3			
		3 6 0		1	2			
		3 7 0		1	6			
	合 計	3 8 0		1,866	-	-	606	

地方公共団体コード	表番号
2 0 2 0 1 1	7 5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(3)
(法附則第15条関係)

都道府県名 長野県
市町村名 長野市

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格 (A) (千円)	(2)		(3)		(4)	
			課 税 標 準 の 特 例 率	(B) (C)	(A) × (B) (C)	(D) (千円)		
法 附 則 第 十 五 条	第 1 項 (倉庫等)	0 1 0		1	2			
		0 2 0		3	4			
	第 2 項 (公共の危害防止施設等)	0 3 0		1	2			
		0 4 0		2	3			
		0 5 0	31,596	1	3		10,532	
		0 6 0		3	4			
		0 7 0	73,410	1	6		12,235	
		0 8 0	151,041	1	2		65,072	
		1 0 0		-	-			
		1 1 0		-	-			
	第 3 項 (国内路線用航空機)	1 2 0		2	5			
		1 3 0		1	4			
		1 4 0		3	8			
	1 5 0		2	3				
第 4 項 (沖縄電力株)	1 6 0		2	3				
第 5 項 (大規模地震防災応急対策用資産)	1 7 0		2	3				
第 6 項 (日本貨物鉄道株の新造車両)	1 8 0		2	3				
第 7 項 (低公害車燃料等供給施設)	1 9 0		1	2				
	2 0 0	139,875	3	4		104,906		
	2 1 0		5	6				

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード	表番号
2 0 2 0 1 1	7 5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(3)
(法附則第15条関係つき)

都道府県名 長野県
市町村名 長野市

区分	行番号	決定価格 (A) (千円)	(2) 課税標準の特例率		(4) 課税標準額		
			(B)	(C)	(A) × (B)	(C) (D)	
法 附 則 第 十 五 条	第8項 (国際船舶)	2 2 0		1	18		
	(うち特定船舶適用分)	2 3 0		1	36		
	第9項	①(特定鉄道事業譲受資産)	2 4 0		1	2	
		②(新線構築物)	2 5 0		1	6	
			2 6 0		1	3	
		③(立体交差化施設)	2 7 0		1	12	
			2 8 0		1	6	
		④(河川事業鉄軌道用資産)	2 9 0		1	3	
			3 0 0		5	12	
			3 1 0		1	12	
		3 2 0		1	6		
	⑤(変・送電用資産)	3 3 0		3	10		
	第10項 (鉄道車両安全向上設備)	3 4 0		1	3		
	第11項 (低床車両)	3 5 0		1	3		
	第12項 (新造改良車両(鉄道事業))	3 6 0		2	3		
		3 7 0		3	5		
第13項 (PFI公共施設)	3 8 0		1	2			
第14項	(都市再生緊急整備地域) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	3 9 0		-	-		
	(特定都市再生緊急整備地域) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	4 0 0		-	-		
第15項 (都市鉄道施設)	4 1 0		2	3			
第16項 (外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)	4 2 0		1	2			
	4 3 0		3	5			

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード	表番号
2 0 2 0 1 1	7 7 5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(3)
(法附則第15条関係つづき)

都道府県名 長野県
市町村名 長野市

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(3) (B) (C)		(4) 課 税 標 準 額	
		(A) (千円)	(千円)	(B)	(C)	(A)	(B) (D)	(C) (千円)	(千円)
法 附 則 第 十 五 条	第 17 項 (鉄道事業再構築事業)	9 4 4 0	12	25	27	29			
	第 18 項 (バイオ燃料製造設備)	4 5 0		1	2				
	第 20 項 (国際戦略港湾等の荷さばき施設等)	4 6 0		2	3				
		4 7 0		3	4				
		4 8 0		1	2				
	第 21 項 (津波対策に資する港湾施設等) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	4 9 0		2	3				
		5 0 0		-	-				
	第 23 項 (津波避難施設等) (指定避難施設(わがまち特例)適用分)	5 1 0		-	-				
		5 2 0		-	-				
	第 24 項 (移動等円滑化のための設備)	5 3 0		2	3				
	第 25 項 (太陽光1,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 4 0		2	3				
		5 5 0		3	4				
		5 6 0		3	4				
		5 7 0		2	3				
	第 25 項 (水力5,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 8 0	28,599	1	2			14,300	
		5 9 0		3	4				
	第 25 項 (地熱1,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6 0 0		2	3				
		6 1 0		1	2				
		6 2 0		1	2				
		6 3 0		2	3				
	第 25 項 (バイオマス10,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6 4 0		-	-				
		6 5 0		-	-				
	第 26 項 (鉄道耐震補強設備)	6 5 0		2	3				
	第 27 項 (特定貨物取扱埠頭の港湾施設)	6 6 0		2	3				
第 28 項 (浸水防止用設備) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6 7 0		-	-					

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード	表番号
2 0 2 0 1 1	7 7 5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(3)
(法附則第15条関係つき)

都道府県名 長野県
市町村名 長野市

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(3) (B) (C)		(4) 課 税 標 準 額	
		(A)	(千円)	(B)	(C)	(A)	×	(B) (D)	(C) (千円)
法 附 則	第 29 項 (特別特定技術基準施設の耐震化)	9 6 8 0	12	25 1	27 2	29			
		6 9 0		5	6				
		7 0 0		2	3				
	第 30 項 (無電柱化)	7 1 0		1	2				
		7 2 0		2	3				
		7 3 0		3	4				
	第 33 項 (掃選環境整備推進法人)	7 4 0		1	3				
	第 34 項 (地域福利増進事業)	7 5 0		2	3				
		7 6 0		3	4				
	第 35 項 (農業協同組合等共同利用機械)	7 7 0	51,542	1	2			25,771	
第 十 五 条	第 36 項 (認定就農者) (滞在快適性等向上施設)	7 8 0		2	3				
	第 38 項 (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	7 9 0		2	3				
	第 39 項 (ローカル5G)	8 0 0		1	2				
	第 40 項 (シェアサイクルポート) (雨水貯留浸透施設)	8 1 0		3	4				
	第 41 項 (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	8 2 0		-	-				
	第 43 項 (カーボンニュートラルポート)	8 3 0		2	3				
	第 44 項 (先端設備等) (賃上げ目標設定事業者)	8 4 0	316,798	1	2			158,399	
		8 5 0	861,852	1	3			287,284	
	第 45 項 (道路運送高度化事業)	8 6 0		1	3				
	合 計	8 7 0	1,654,713	-	-			678,499	

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード						表番号	
2	0	2	0	1	1	7	6

第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調（4）
（法附則第15条関係）

都道府県名 長野県
市町村名 長野市

区分	行番号	決定価格 (A) (千円)	課税標準の特例率		課税標準額 (A) × (B) / (C) (千円)
			(B)	(C)	
			(2)	(3)	
法 附 則	旧第1項(倉庫等)	010		2	3
		020		3	5
	旧第3項(公害防止設備)	030	2,409	1	3
		040		2	3
		050		3	4
		060		1	2
	旧第5項(公共危害防止構築物)	070		3	5
		080		1	2
		090		1	3
		100	1,374	1	2
第 十 五 条	旧第6項(公害防止優良更新施設)	110		2	3
		120		2	3
		130		5	6
	旧第7項(日本貨物鉄道株の新造車両)	140		3	5
	旧第8項(雨水貯留浸透施設)	150		2	3
		160		1	2
	(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	170		-	-
	旧第14項(旧国際電信電話株)	180		3	5
		190		1	2
	旧第14項(新造車両(流通業務))	200		2	3
	210		3	5	
旧第15項(地方卸売市場)	220		4	5	
	230		3	4	
旧第17項	①(立体交差化施設)	240		1	6
	②(旧交納付金法附則第19項)	250		-	-
	③(旧交納付金法附則第20項)	260		-	-
旧第19項(指定法人等の大規模外貨埠頭)	270		1	2	
旧第20項(水力発電施設の魚道)	280		2	3	
旧第20項(スーパー中樞港湾)	290		1	2	
旧第21項(国立大学校舎)	300		1	2	
旧第27項(指定会社等の特定用途港湾施設)	310		1	2	

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード						表番号	
2	0	2	0	1	1	7	6

第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調（4）
（法附則第15条関係つづき）

都道府県名	長野県
市町村名	長野市

区分	行番号	(1) 決定価格 (A) (千円)	(2) 課税標準の特例率		(4) 課税標準額 (A) × (B) / (C) (千円)
			(B)	(C)	
法 附 則 第 十 五 条	旧第29項（旧交納付金法附則第17項）		-	-	
	旧第31項（熱電併給型動力発生装置）		5	6	
	旧第32項（特定事業所内保育施設） （地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分）	2,297	1	2	1,148
	旧第36項（公共荷さばき施設）		1	2	
	旧第36項（対象特定電気通信設備）		3	4	
	旧第37項（一般廃棄物処理施設）		1	2	
	旧第37項（立地誘導促進施設）		1	4	
	旧第37項（立地誘導促進施設）		2	3	
	旧第40項（認定誘導事業により取得した公共施設等） （地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分）		-	-	
	旧第41項（先端設備等）	232,430	0	0	
合計	4,300	238,510	-	-	2,638

※地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード						表番号		
1	2	0	2	0	1	1	7	7

第77表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(5)
(法附則第15条の2, 法附則第15条の3, 旧法附則第16条の2, 法附則第16条の3)

都道府県名 長野県

市町村名 長野市

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準		(3) の 特 例 率		(4) 課 税 標 準 額			
		(A) (千円)		(B)	(C)	(A)	(B) (D)	(C) (千円)			
				(B)	(C)						
法 附 則 第 十 五 条 の 二 項	第 1 項 ①(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	9	0 1 0	12	25	27	1	3	29		
	①(JR北海道・四国に係る特例)		0 2 0				1	2			
	J R 北 海 道 ・ 四 国 に 係 る 特 例 と 法 第 三 百 四 十 九 条 の 三 各 項 と 乗 連	②(新線構築物)		0 3 0				1	6		
				0 4 0				1	3		
		③(新線立体交差化施設)		0 5 0				1	12		
				0 6 0				1	6		
		④(新幹線鉄軌道用資産)		0 7 0				1	12		
				0 8 0				1	6		
		⑤(青函・本四 鉄道施設)		0 9 0				1	12		
		⑥(青函・本四 新線構築物)		1 0 0				1	36		
				1 1 0				1	18		
		⑦(青函・本四 新線立体交差化)		1 2 0				1	72		
				1 3 0				1	36		
⑧(青函・本四 変・送電用資産)			1 4 0				1	20			
⑨(河川事業等に係る鉄軌道用資産)		1 5 0				1	3				
		1 6 0				5	12				
		1 7 0				1	12				
		1 8 0				1	6				
	⑩(車庫構築物・立体交差化施設)		1 9 0				1	6			
	⑪(変・送電用資産)		2 0 0				3	10			
	⑫(新造改良車両(鉄道事業))		2 1 0				1	3			
			2 2 0				3	10			
	⑬(鉄道耐震補強設備)		2 3 0				1	3			

地方公共団体コード						表番号		
1	2	0	2	0	1	1	7	7

第77表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
 規定の適用を受けるものに関する調（5）
 （法附則第15条の2、法附則第15条の3、旧法附則第16条の2、法附則第16条の3つづき）

都道府県名 長野県

市町村名 長野市

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(3) (B) (C)		(4) 課 税 標 準 額	
		(A) (千円)	(B)	(C)	(A) × (B) (C) (千円)	(D) (C) (千円)			
法附則第十五条の三 旧道承 交・継 納四特 付国例 に係と 法との 連JR 乗、海 北	①(旅客会社等に係る承継特例)	9 2 4 0	12	25 3	27 5	29			
	②(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	2 5 0		-	-				
	③(JR北海道・四国に係る特例)	2 6 0		3	10				
	④(JR北海道・四国に係る特例・旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	2 7 0		-	-				
法附則第16条の2	旧第11項（平成28年熊本地震 被災代替償却資産）	2 8 0		1	2				
法附則第16条の2	旧第11項（阪神・淡路大震災・立体交差化施設）	2 9 0		1	3				
法附則第16条の3	第11項（平成30年7月豪雨 被災代替償却資産）	3 0 0		1	2				
合 計		3 1 0	0	-	-		0		

地方公共団体コード						表番号		
1	2	0	2	0	1	1	7	8

第78表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(6)
(法附則第56条, 法附則第56条の2等)

都道府県名 長野県

市町村名 長野市

区 分	行 番 号	決 定 価 格 (A) (千円)	(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(4) 課 税 標 準 額 (D) (千円)	
			(B)	(C)		
法 附 則 第 56 条	第12項 (東日本大震災)	0 1 0	1	2		
	第15項 (東日本大震災・居住困難区域)	0 2 0	1	2		
法 附 則 第 五 十 六 条 の 二	旧 第 3 項 (被災代替鉄道施設等)	0 3 0	2	3		
	旧 第 4 項	①(被災特定地方交通線)	0 4 0	1	4	
		②(新線構築物)	0 5 0	1	6	
		③(新線立体交差化施設)	0 6 0	1	12	
		④(河川事業鉄軌道用資産)	0 7 0	5	24	
		0 8 0	1	12		
令和3年地方税法等改正法附則第12条第9項(旧法附則第64条)	(新型コロナ先端設備等)~R3.3.31取得分(構築物のみ)	0 9 0	-	-		
令和3年地方税法等改正法附則第13条第1項(旧法附則第64条)	(新型コロナ先端設備等)R3.4.1~R5.3.31取得分	1 0 0	2,306,701	0	0	
合 計	1 1 0	2,306,701	-	-	0	

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード					表番号					
1	2	0	2	0	1	1	7	7	8	9

第79表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調 (市町村計)

都道府県名 長野県

市町村名 長野市

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 数 (人)	(2) 課 税 標 準 額 (千 円)	
150 万 円 未 満 の も の		9 0 1 0	7,243	3,581,281	
150 万 以 上 160 万 円 未 満 の も の		9 0 2 0	152	235,771	
160 万 以 上 170 万 円 未 満 の も の		9 0 3 0	148	243,922	
170 万 以 上 180 万 円 未 満 の も の		9 0 4 0	150	262,040	
180 万 以 上 190 万 円 未 満 の も の		9 0 5 0	120	221,858	
190 万 以 上 200 万 円 未 満 の も の		9 0 6 0	127	247,617	
200 万 以 上 250 万 円 未 満 の も の		9 0 7 0	514	1,149,376	
250 万 以 上 300 万 円 未 満 の も の		9 0 8 0	422	1,157,313	
300 万 以 上 1,000 万 円 未 満 の も の		9 0 9 0	2,115	11,709,232	
1,000 万 以 上 2,000 万 円 未 満 の も の		9 1 0 0	685	9,684,331	
2,000 万 以 上 3,000 万 円 未 満 の も の		9 1 1 0	272	6,694,290	
3,000 万 以 上 1 億 円 未 満 の も の		9 1 2 0	443	23,280,836	
1 億 円 以 上 の も の		9 1 3 0	300	255,560,505	
計		9 1 4 0	12,691	314,028,372	
計 の 内 訳	法 第 389 条 関 係	大 臣 配 分 分	9 1 5 0	17	104,507,918
		知 事 配 分 分	9 1 6 0	3	5,597,131
	法 第 743 条 関 係	9 1 7 0			

地方公共団体コード					表番号	
1	2	0	2	0	1	1
7	8	8	0			

第80表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調（個人分）

都道府県名 長野県
市町村名 長野市

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 数 (人)	(2) 課 税 標 準 額 (千 円)
150万円未満のもの		9010	2,994	1,710,948
150万以上160万円未満のもの		9020	61	94,747
160万以上170万円未満のもの		9030	68	112,051
170万以上180万円未満のもの		9040	80	139,833
180万以上190万円未満のもの		9050	55	101,754
190万以上200万円未満のもの		9060	48	93,757
200万以上250万円未満のもの		9070	217	483,288
250万以上300万円未満のもの		9080	180	496,784
300万以上1,000万円未満のもの		9090	765	3,991,769
1,000万以上2,000万円未満のもの		9100	115	1,543,840
2,000万以上3,000万円未満のもの		9110	20	471,937
3,000万以上1億円未満のもの		9120	12	499,534
1億円以上のもの		9130	1	186,897
計		9140	4,616	9,927,139
計 の 内 訳	法 第 389 条 関 係	大臣配分分	9150	
		知事配分分	9160	
	法 第 743 条 関 係	9170		

地方公共団体コード				表番号	
1	2	0	2	0	1
7	8	1	1	7	8

第81表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調 (法人分)

都道府県名 長野県

市町村名 長野市

区 分		行 番 号	納 税 義 務 者 数 (人)	課 税 標 準 額 (千 円)	
150万円未満のもの		9010	4,249	1,870,333	
150万以上160万円未満のもの		9020	91	141,024	
160万以上170万円未満のもの		9030	80	131,871	
170万以上180万円未満のもの		9040	70	122,207	
180万以上190万円未満のもの		9050	65	120,104	
190万以上200万円未満のもの		9060	79	153,860	
200万以上250万円未満のもの		9070	297	666,088	
250万以上300万円未満のもの		9080	242	660,529	
300万以上1,000万円未満のもの		9090	1,350	7,717,463	
1,000万以上2,000万円未満のもの		9100	570	8,140,491	
2,000万以上3,000万円未満のもの		9110	252	6,222,353	
3,000万以上1億円未満のもの		9120	431	22,781,302	
1億円以上のもの		9130	299	255,373,608	
計		9140	8,075	304,101,233	
計の内訳	法第389条関係	大臣配分	9150	17	104,507,918
		知事配分	9160	3	5,597,131
	法第743条関係	9170			